令和８年10月１日
医療法人社団　幸隆会

求職活動等を行う皆さまへ

医療法人社団　幸隆会では、採用活動におけるハラスメント防止の取組として、求職者等に対する職員によるセクシャルハラスメント等に類する行為を禁止しています。
また、求職者の皆さまが安心して求職活動等を行えるよう、以下のとおりルールを定めています。

【求職活動等における当法人のルール】

1, 当法人では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を行っています。
2, 面談・面接について
① 面談・面接の時間：　原則として９：00～17：00
② 面談場所：　当法人の各事業所の会議室等
私的な場所での面談は行いません。
③ 実施体制：複数人で実施する。
④ 連絡手段：当法人のメールや電話を使用します。

【相談窓口】

当法人の採用活動において、万が一、職員からハラスメント行為を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。

【求職者相談窓口】
医療法人社団　幸隆会　事務部総務課
住所：東京都町田市下小山田町1401
電話：042-797-1511（代表）

※相談者のプライバシーは厳重に守られます。また、相談したことを理由に採用選考において不利益な取り扱いをすることは一切ありません。